

# ○周南市男女共同参画推進条例

(平成 16 年 3 月 30 日条例第 7 号)

## 目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 8 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 9 条―第 18 条)

第 3 章 周南市男女共同参画審議会(第 19 条―第 21 条)

第 4 章 雑則(第 22 条)

附則

周南市は、平成 15 年 4 月 21 日に合併により誕生し、これまではぐくまれてきた歴史や文化、伝統を受け継ぎながら、更なる飛躍と発展に向け、市民とともに築く新たなまちづくりを始めました。

こうしたまちづくりを進めていく上では、男女の平等を基礎とし、市民一人一人が人権を尊重しあいながら、性別にかかわらず自らの意思によって個性と能力を十分に発揮するとともに、責任を担い、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野で参画することが重要です。

しかしながら、現実には、いまだに性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択を妨げる要因も根強く残っており、男女が共に輝き、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

ここに、周南市は、市民と協働してこうした課題に積極的に取り組むために、この条例を制定します。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画を推進するための基本理念を定め、市、市民、事業者及び公共的団体の責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を推進することを目的とします。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的な改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。
- (3) 公共的団体 社会教育関係団体、自治会その他の公共的な活動を行う団体をいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて推進します。

- (1) 男女が、一人の人間として尊重され、直接又は間接にかかわらず、性別を理由とする差別的な取扱いを受けずに個人の人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会での活動を選択するとき、社会の制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されること。
- (3) 男女が自らの意思で、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において、対等な立場で共に参画し、性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること。
- (4) 男女が市、事業者及び公共的団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が平等に確保されること。
- (5) 家族を構成する男女は、互いの意思の尊重と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、こうした活動以外の活動を両立できるよう協力すること。
- (6) 男女が互いの性について理解するとともに、妊娠、出産等に関して、男女の相互の意思を尊重し、対等に話し合い、男女ともに生涯にわたる健康に配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際的視野で取り組むべき課題であることから、国際社会の動向に留意して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、男女共同参画に関する施策(積極的な改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施するとともに、その他の施策についても男女共同参画の視点に立って実施します。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場で男女の個人としての尊厳を重んじ、性別を理由とする差別的な取扱いを根絶するよう努めるとともに、基本理念にのっとり自ら進んで男女共同参画を推進します。

(事業者及び公共的団体の責務)

第6条 事業者及び公共的団体は、その事業活動において、男女が子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と就業等の活動の両立を支援する環境の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力し、基本理念にのっとり自ら進んで男女共同参画の推進に努めます。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせるような性的な言動をいいます。以下同じ。)、男女間における個人の尊厳を侵す暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいいます。)及びこれらを助長するような行為を行ってはなりません。

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報を発信しようとするときは、性別による差別の表現、セクシュアル・ハラスメントの表現その他の男女共同参画推進の妨げとなる表現を用いないように配慮しなければなりません。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を策定します。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めます。

(1) 総合的かつ長期的な展望に立って推進すべき男女共同参画に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するときは、市民の意見を反映することができるように適切な措置をとるとともに、周南市男女共同参画審議会の意見を聴きます。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表します。

5 前2項の規定は、基本計画の変更についても準用します。

(推進体制の整備)

第10条 市は、男女共同参画に関する施策を積極的かつ総合的に推進するため、周南市男女共同参画推進本部を設置します。

2 市長は、男女共同参画を推進するため、市の施策への協力その他の活動を行う男女共同参画推進員を委嘱することができます。

(委員選出に当たっての配慮)

第11条 市は、委員会や審議会などの委員を委嘱し、又は任命するときは、男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満にならないように努めます。

(理解を深めるための措置)

第12条 市は、広報活動等を通じて基本理念に関する市民、事業者及び公共的団体の理解を深めるように適切な措置をとります。

(男女共同参画に関する教育及び学習の振興)

第13条 市は、市民があらゆる機会を通じて、男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるように、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置をとります。

(情報の収集及び分析)

第14条 市は、男女共同参画に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な情報の収集及び分析を行います。

(自主的な活動の支援)

第15条 市は、市民、事業者及び公共的団体が行う男女共同参画の推進に関する活動について、情報の提供その他の必要な措置をとり、自主的な活動の支援に努めます。

(事業者及び公共的団体の報告)

第 16 条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者及び公共的団体に対し、男女共同参画の推進に関する事項について報告を求めることができます。

(年次公表)

第 17 条 市長は、毎年、男女共同参画に関する推進の状況と施策について公表します。

(苦情又は相談の処理)

第 18 条 市長は、市民、事業者又は公共的団体から次に掲げる申出があったときは、関係行政機関と連携協力して、適切な処理に努めます。

- (1) 市が実施する男女共同参画に関する施策についての苦情、意見等
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、意見等
- (3) 男女共同参画の推進を阻害する問題についての相談等

2 市長は、前項の申出のうち特に必要があると認めるときは、周南市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

### 第 3 章 周南市男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第 19 条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、周南市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)を置きます。

2 審議会は、次に掲げる事務を行います。

- (1) 基本計画に関して、第 9 条第 3 項に規定する事項に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
- (3) その他市長が男女共同参画の推進上必要と認める事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

(組織)

第 20 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満であってはならないものとします。

(委員及び任期)

第 21 条 委員は、市民のうちから公募により選出された者のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者及び公共的団体が推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 委員は、再任されることができます。

#### 第 4 章 雑則

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定めます。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行します。

(周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例(平成 15 年周南市条例第 247 号)の一部を次のように改正する。

別表中「

市	周南市男女共	男女共同参画社会の形成の促進に関する事項について市	20 人
長	同参画審議会	長の諮問に応じ必要な調査、審議すること。	以内

」を削る。